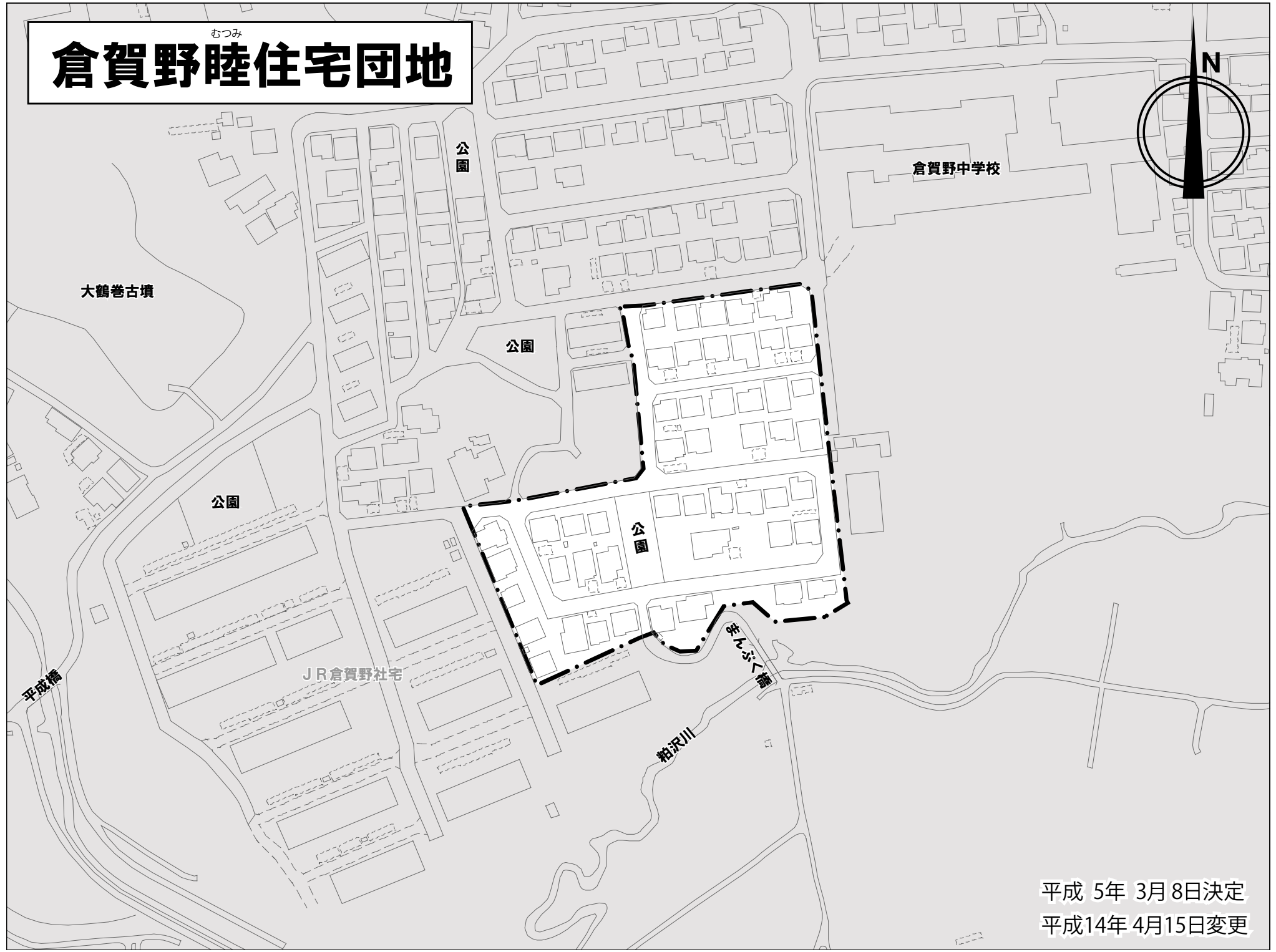
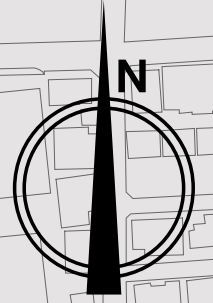


倉賀野睦住宅団地 地区計画の内容

名 称	倉賀野睦住宅団地 地区計画	
位 置	高崎市 倉賀野町字萬福寺、字宮之前的各一部	
面 積	約 1.5ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、高崎市の中心部から東南方向へ約 4.5 km に位置し、既に造成分譲された住宅団地、中学校、JR 宿舎の隣接地にあり、日本国有鉄道清算事業団による宅地開発事業を進めているところである。本計画では、この宅地開発の事業効果の維持増進を図るとともに、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、ゆとりのある良好な住宅地の形成をめざす。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、戸建住宅を主体とした低層住宅地とし、敷地の細分化を防止するため敷地面積の最低限度を設定し、良好な住宅地としてふさわしい土地利用の促進を図る。
	地区施設の整備の方針	地区施設は、宅地開発事業により区画道路（幅員 4～6.5 メートル）及び児童公園が整備されるので、その機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備方針	建築物は、専用住宅を中心とし、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度を定め、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 専用住宅（ただし、長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 兼用住宅で、次に掲げるいずれかの用途を兼ねるもののうち、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するもの</p> <p>イ) 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>ロ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ハ) 理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、貸本屋、出力の合計が 0.2 キロワット以下の原動機を使用する洋服店、出力の合計が 0.75 キロワット以下の原動機を使用する畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ニ) 出力の合計が 0.75 キロワット以下の原動機を使用して自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>ホ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>ヘ) 出力の合計が 0.2 キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) (1)又は(2)の建築物に附属するもの</p>
		敷地面積の最低限度
	建築物等の高さの最高限度	10m

むつみ
倉賀野睦住宅団地



平成 5年 3月 8日決定
平成14年 4月15日変更